

開催年月日 平成30年12月11日(火)

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 知事 高橋 はるみ

質問内容	答弁内容
<p>一 ギャンブル等依存症の深刻さと対策について</p> <p>(一) ギャンブル依存症の病理等について ギャンブル等依存症の深刻さと対策について伺います。分科会質疑において、ギャンブル依存症はギャンブルを行うプロセスへの依存であり、過剰なめりこみによって発症するという認識を確認いたしました。知事はギャンブル依存症の病理に対して、どのような認識をお持ちか。また、病気による患者だという認識はお持ちか。このことを医学的エビデンスをもってお答え願いたいと思います。</p> <p>知事は初めて疾病、病気だということを確認になりました。</p> <p>(二) ギャンブル依存症による重大な社会・家庭問題について 最初は娯楽で始めたギャンブル等が自己制御できなくなる、結果、重大な社会問題、それから家族問題・家庭問題を引き起こすもので、治癒ではなく、回復にとどまる病気です。私は、借金、自殺、犯罪、家庭崩壊などを具体的にお示ししましたがけれども、知事はギャンブル依存症によって引き起こされる重大な問題を具体的にどのようにとらえているのか、伺います。</p> <p>(三) ギャンブル依存症の深刻な実態について 知事とこんなに認識が一致したことはないんですが、こうした事態は大変深刻ですが、国の推計値はあるものの、都道府県ごとの解析・確立した調査方法がありません。また、治療に結び付けるために早期介入が不可欠なんですけれども、本人に病識がないえに相談につながるまで表出しない課題があります。カジノを含むIR有識者懇談会からも調査が必要だと指摘をされていますけれども、自殺、借金、犯罪等に至るまで見つけられない深刻な現実を踏まえて、総合的な調査が急がれるのではないかと考えますがいかがですか。</p> <p>(四) カジノ誘致によるギャンブル依存症の早期回復について 早急な調査が必要だというふうに思いますが、はっきりしているのは、この病気の原因がギャンブルだということなんです。知事は先の一般質問で、「相談体制、支援体制で、カジノ設置に伴う社会的影響の低減や依存症の発生の抑止、早期の回復などに資するもの」だとお答えになっていらっしゃいま</p>	<p>【知事】 ギャンブル等依存症についてであります。ギャンブル等依存症は、国際疾病分類によりますと、病的賭博に位置づけられ、社会的、職業的、物質的及び家庭的な価値と義務的遂行を損なうまでに患者の生活を支配する、頻回で反復する賭博のエピソードから成り立っている疾病と承知しております。</p> <p>【知事】 ギャンブル等依存症に起因する問題についてであります。ギャンブル等依存症は、ご本人やご家族等の日常生活や社会生活への支障、例えば、多重債務や貧困、自殺、犯罪などの重大な社会問題を生じさせるものと理解しており、現に、これまで、精神保健福祉センター等に競馬やパチンコなどにのめり込むことにより、繰り返し借金をして、多額の債務を抱えることとなった事例や、ギャンブル等が止められず、家族との別居に至った事例などが、相談として寄せられているところであります。</p> <p>【知事】 ギャンブル等依存症の状況についてであります。道では、これまでも、依存症に関する知識の普及啓発により、早期の相談対応につながるよう努めてきておりますが、ギャンブル等依存症は、一般に病識がなく、ご本人やご家族からの相談などにより初めて顕在化することから、潜在している患者の状況を把握することは難しい側面があります。現在、国では、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく基本計画の策定が進められているところであり、道といたしましては、今後とも同法に基づき、国や市町村、関係団体と連携を図りながら、依存症対策を総合的かつ計画的に進めるとともに、国の実態把握のための疫学調査の動向等や、今後、有識者や専門機関からの助言をいただきながら、実態把握の手法等について、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【知事】 ギャンブル等依存症対策についてであります。ギャンブル等依存症は専門医療機関や自助グループなどの関係機関等による治療や支援を適切に行うことで回復が十分に可能なものと承知をいたしております。今般、公表いたしました「IRに関する基本的な考え方」のたたき台では、道と事業者等との連携によるカジノ規制の実効性を高めるための取組</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>すが、道内の専門医療機関は札幌で1か所の指定にとどまっています。治療法も確立されていないという現実を見ずにカジノありきの議論ではないかと考えます。それでもなお早期回復が可能と豪語されるのでしょうか。</p> <p>(五) カジノ誘致について</p> <p>対策を取れば、増えても抑止できるんだという立場だと思えますけれども、知事がカジノ誘致を判断することで、この依存症の原因となるギャンブルに触れる機会を増やし、患者を増やすこととなります。そうした医療福祉行政というのはいくらあるのか、伺います。私は、カジノ誘致は断念すべきだと考えます。明確にやらないと判断すべきと考えますが、いかがですか。</p> <p>知事、私の意見もしっかり聞いて頂きたいと思えますし、それから本日ノーベル賞を受賞した、プロフェッサー・佐・本庶は、地球上の全ての人に広く行き渡るということを願うと、患者が治ることで報われたと、このように述べています。知事がやることは、この本庶さんと真っ向から逆行する立場だということをおっしゃりたいというふうに思います。</p>	<p>や、軽度から重度に至る依存の段階に応じた相談対応など、きめ細やかな支援を行う体制の整備等について、総合的な対策の方向性をお示しをされているところであり、こうした取組を国や市町村等と一体となっていくことで、カジノ設置に伴う社会的影響の低減はもとより、公営競技やパチンコ遊技など既存のギャンブル等を含め、依存問題を抱える方々の発生の抑止や早期の回復などにも資するものと考えているところであります。</p> <p>【知事】</p> <p>I Rの誘致についてであります。私といたしましては、I Rの誘致にかかわらず、ギャンブル等の依存問題で悩んでおられる方を一人でも少なくしていくことが重要と考えるところであります。国や市町村、関係団体と連携を図りながら、総合的かつ計画的なギャンブル等依存症対策に取り組んでまいりたいと考えております。I Rにつきましては、賛否を含め、幅広いご意見があり、道議会においても、これまで様々なご議論やご指摘をいただいていたところであります。引き続きI Rが本道観光の発展に資する可能性や、懸念される社会的影響への対応策等について、道民の皆様にご丁寧にご説明をし、幅広い方々からご意見を伺いながら、道としての考え方を取りまとめたいと考えております。</p>